

## (仮称) 青年の家図書館整備基本計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務名

(仮称) 青年の家図書館整備基本計画策定支援業務

### 2 趣旨

本実施要領は、交野市（以下「本市」という。）が「(仮称) 青年の家図書館整備基本計画策定支援業務」（以下、「本業務」という。）の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）による選定手続きに関して必要な事項を定める。

### 3 業務の目的

本事業は、既存施設である青年の家 1 階部分を活用した図書館の整備に向け、基本理念や施設機能、空間構成、事業費等を総合的に整理し、実現性の高い基本計画を策定することを目的とする。

具体的には、既存施設の現況調査や先進事例の分析に基づき、基本理念および基本方針を明確化する。併せて、必要な機能や配置計画の具体化、概算事業費の算出を行う。

事業実施を見据え、合理性と持続可能性を備えた整備の方向性を明確にすることで、今後の円滑な事業推進につなげるものとする。

### 4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）までとする。

### 5 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 大阪府入札参加停止要綱及び交野市建設工事等指名停止要綱による指名停止等の期間中でないこと（公告日から落札決定までの期間を対象とする）。
- (5) 私的独占の禁止又は公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 本市の令和 8 年度建設コンサルタントの入札参加資格を有する者であること。  
※交野市の令和 8 年度建設コンサルタントの入札参加資格を有しない場合は、本市の建設コンサルタントの入札参加資格審査申請を行い、申請書類一式の写しと申請書の受理票の写しを参加申込書に添付し、提出すること。
- (7) 租税を完納していること。

- (8) 交野市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 31 号）の規定に該当しないこと。
- (9) 過去 15 年以内に、「公立図書館等の整備に係る基本構想策定業務、基本計画策定業務または、類する調査業務」を国または地方公共団体から元請として受託（共同企業体でも可）した実績を有すること。
- (10) 本業務を総括する管理技術者は、一級建築士または技術士（建設部門または総合技術監理部門）の有資格者であること。
- (11) 管理技術者は、過去 15 年以内に、「公立図書館等の整備に係る基本構想策定業務、基本計画策定業務または、類する調査業務」の従事経験があること。

## 6 委託上限額

本業務の委託上限額は、金 10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。  
見積書を提出する際は、上記上限額を超えてはならない。

## 7 業務内容

（仮称）青年の家図書館整備基本計画策定支援業務特記仕様書のとおり

## 8 公募書類の配布

企画の提案に係る各種資料の配布を次の通り実施する。

### (1) 配布期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から

### (2) 資料配布方法

本市ホームページ（<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2026031200033/>）より必要書類をダウンロードすることにより配布する。

## 9 実施スケジュール（予定）

項目	日時（いずれも令和8年）
実施要領等の公表	4月1日（水）
質問事項の締切	4月8日（水）17時00分必着
質問事項への回答	4月13日（月）
参加申込書等の提出期限	4月17日（金）17時00分必着
参加資格確認結果の通知	4月22日（水）
企画提案書等の提出期限	5月22日（金）17時00分必着
プレゼンテーションの実施通知	5月27日（水）
プレゼンテーション	6月1日（月）
審査結果の通知	6月上旬
委託契約の締結	6月上旬

※本業務についての説明会を実施する予定はない。

※参加表明書、企画提案書、質問等については実施要領等の公表日から提出可能とする。

※上記に記載する日程等に変更が生じた場合、応募者に改めて通知する。

## 10 質問及び回答

本実施要領及び特記仕様書等に関する質問は、次のとおり行うこと。

### （1）質問受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月8日（水）17時00分まで

### （2）提出方法

電子メールにより提出すること（任意様式）。

- ・参加申込書に記載のメールアドレスを使用し、会社名、担当者名を記載すること。
- ・提出の際は件名を「（仮称）青年の家図書館整備基本計画策定支援業務に係る質問」とすること。
- ・送信後、事務局に電話し到着を確認すること。
- ・電話、口頭による質問は受け付けない。

### （3）提出先

18記載の担当事務局とする。

### （4）回答方法

令和8年4月13日（月）に本市ホームページに掲載する。

- ・同趣旨の質問が複数あった場合には、まとめて回答し、個別の回答はしない。
- ・審査及び評価の内容、提案者名等の内容に関する質問は回答しない。
- ・回答に対する再質問は受け付けない。

## 11 参加表明

本プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。なお、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、それに応じること。

### (1) 提出書類

	提出書類	様式	注意事項等
①	参加申込書	第1号様式	
②	参加資格確認書	第2号様式	
③	会社概要書	第3号様式	パンフレット等任意様式書類の添付も可能とする。
④	業務実績書	第4号様式	・過去15年以内に、「公立図書館等の整備に係る基本構想策定業務、基本計画策定業務または、類する調査業務」を国または地方公共団体から元請として受託（共同企業体でも可）した実績について記載する。 ・契約関係書類の鑑及び業務内容が記載されている頁の写し等を添付する。
⑤	市税の納税証明書		所在地の市税（法人市民税）の未納が無いことの証明で、提出時に発行から3か月以内のもの。
⑥	国税の納税証明書		法人税と消費税及び地方消費税に未納が無いことの証明で、提出時に発行から3か月以内のもの。 納税証明書その3の3

### (2) 書類作成上の留意点

- ・文字サイズは原則として10ポイント以上とする。
- ・提出書類一式を上記(1)①～⑥の順に綴り、参加申込書として提出すること。

### (3) 提出期限

令和8年4月17日（金）17時00分まで(必着)

※持参する場合は、青年の家図書室開室日の10時00分から17時00分までとする。

### (4) 提出部数

正本1部、副本1部

※正本に押印、証明書関係の原本を添付とし、副本については写しを添付すること

### (5) 提出方法

持参又は郵送(書留、簡易書留、特定記録郵便に限る)とする。

### (6) 提出先

18記載の担当事務局とする。

### (7) 参加資格確認結果の通知

参加資格が確認された者に対して、令和8年4月22日(水)17時30分までに、参加申込書に記載されたメールアドレスに、本プロポーザル参加資格確認結果を随時通知する。

### (8) その他

- ・提出された書類は返却しないものとする。なお、提出された書類は、この提案以外の目的で使用しない。
- ・参加申込み後に参加を辞退する場合には、令和8年5月22日(金)までに参加辞退届(任意様式)を提出すること。
- ・提出書類の不備・不足、提出期限内の到達確認がない場合、応募を無効とする。

## 12 企画提案書の提出

本プロポーザル参加資格確認結果を受領した者は、次のとおり、企画提案書を提出すること。  
(評価基準と対照できるように作成すること。)

### (1) 提出書類

	提出書類	様式	注意事項等
①	企画提案書	第5号様式	
②	配置予定者技術者調書	第6号様式	管理技術者、担当技術者、照査技術者を記載する。
③	業務実施方針	第7号様式	
④	テーマ別提案書	第8号様式	・テーマ①「魅力的な図書館空間の創出に向けた提案」 ・テーマ②「市民ニーズの把握・分析、課題抽出の手法に関する提案」 ・テーマ③「その他自由提案」
⑤	業務実施工程	第9号様式	
⑥	見積書	任意様式	・見積書には、見積金額の積算根拠を記載した内訳書を添付する。 ・内訳書は、別紙「特記仕様書」に記載する業務内容と項目を一致させる。ただし、追加提案する見積項目がある場合、追加提案項目であることを明記すること。 ・見積書の宛先に「交野市長」、タイトルに「(仮称)青年の家図書館整備基本計画策定支援業務」と記載する。 ・見積額は、本体価格と消費税を記載する。

### (2) 書類作成上の留意点

- ・文字サイズは原則として10ポイント以上とする。
- ・提出書類はA4版用紙縦置き、横書き、片面印刷を基本とすること。

- ・提出書類一式を上記（１）①～⑥の順に綴り、企画提案書として提出すること。

### （３）提出期限

令和８年５月２２日（金）１７時００分まで(必着)

※持参する場合は、青年の家図書室開室日の１０時００分から１７時００分までとする。

### （４）提出部数

正本１部、副本１０部、ＣＤ－ＲＯＭ等の電子媒体によるデータ（ＰＤＦ形式）にて１部  
正本のみ会社名、代表者名を記載し、押印すること。副本は、提案者が判別できる記載、表現等  
（商号、実印等）を記載せず、審査における匿名性を確保すること。

### （５）提出方法

持参又は郵送(書留、簡易書留、特定記録郵便に限る)とする。

### （６）提出先

１８記載の担当事務局とする。

### （７）その他

- ・本プロポーザルに要する費用（企画提案書等の作成及び提出、審査等に係る費用等）は、提案者の負担とする。
- ・企画提案書の提出は、１者につき１提案に限る。
- ・提出書類の不備・不足、提出期限内の到達確認がない場合、応募を無効とする。
- ・提出された企画提案書については、提出後の差し替え、変更、削除等は不可とする。また、提出された企画提案書は返却しないものとする。なお、提出された書類は、この提案以外の目的で使用しない。

## 13 失格事項

プロポーザル参加者が、以下のいずれかに該当する場合には、失格(選定対象からの除外)とする。

- （１）提出期限、提出方法、提出内容等が本実施要領に適合しない場合。
- （２）提出書類の記載事項に虚偽の記載があった場合。
- （３）見積書に提示された金額が委託上限額を超過した場合。
- （４）企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適當な場合。
- （５）プレゼンテーション審査に出席しなかった場合。
- （６）審査結果に影響を与えるような行動をとる等、選定における公平性を害する行為があった場合。
- （７）本実施要領に示す参加資格要件を欠くことになった場合。
- （８）その他、参加や提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合。

## 14 プレゼンテーション

提案者は、企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションは、わかりやすく簡潔に行うこと。ただし、追加提案の説明は認めない。

#### (1) 書類選考

提案者が4者以上の場合には、「(仮称)青年の家図書館整備基本計画策定支援業務事業者選定委員会」による書類選考を行い、プレゼンテーションを行う3者を選出する。

書類選考の結果については、参加申込書に記載されたメールアドレスに、令和8年5月27日(水)に個別に通知し、併せて郵送する。

#### (2) プレゼンテーションの日程及び場所

プレゼンテーションの日程は、令和8年6月1日(月)(予定)とし、場所は交野市立青年の家とする。

なお、詳細については、対象者に別途通知する。

#### (3) プレゼンテーションの時間

プレゼンテーションの時間は、プレゼンテーション15分、質疑応答15分、合計30分とする。

#### (4) 出席者

プレゼンテーションへの出席は、本業務に携わる担当者4名以内とし、管理技術者は、必ず出席すること。なお、出席者は名札等を着用せず、匿名性を確保すること。

#### (5) 使用備品

パワーポイント等を利用した説明は認める。

なお、プロジェクター(接続方式:HDMI)及びスクリーンは本市で用意するが、パソコン・ケーブル等は提案者にて持参する。

### 15 審査方法

優先交渉権者の選定にあたっては、別紙で示す審査基準に基づき、「(仮称)青年の家図書館整備基本計画策定支援業務事業者選定委員会」において審査する。

- ・審査の総合評価得点により各提案者の順位を決め、最高点である提案者を、優先交渉権者として1者選定し、次点を第2優先交渉権者として選定する。ただし、総合評価得点が合計持ち点の6割を下回る点数の場合は選定しないものとする。
- ・提案者の評価点が同点で優先順位をつける必要がある場合は、価格提案金額が最も安価な者を優先交渉権者として選定する。
- ・提案者が1者であった場合においても審査を行い、特記仕様書等を満たすと認められる場合は、当該提案者を交渉権者として選定する。ただし、総合評価得点が合計持ち点の6割を下回る点数の場合は選定しないものとする。
- ・審査の経緯や評価結果に関する問い合わせには応じない。
- ・委員会は非公開とし、選定委員の名簿は優先交渉権者の決定までは非公表とする。
- ・審査結果は提案者全員に対して文書で通知し、その後、本市ホームページに掲載する。

## 16 契約

優先交渉権者の選定後、企画提案書及び見積書を踏まえ、本市と協議のうえ業務内容を確定し、委託上限額の範囲内で、本市と随意契約により委託契約を締結する。

ただし、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、第2優先交渉権者と協議を行うものとする。

なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと市が判断した場合及び契約不成立により本市に著しい損害が生じた場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

## 17 留意事項

- ・本プロポーザルに要する経費（企画提案書等の作成及び提出、審査等に係る費用等）は、提案者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。ただし、提出書類は本プロポーザル以外の目的には使用しない。
- ・提出された書類の返却、提出期限以降の書類の差し替え及び再提出には応じない。
- ・提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ・提出された企画提案書等は情報公開の対象としない。
- ・本業務の手続きにおいて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ・次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加を無効とする。
  - 参加資格確認後において、参加資格要件を満たさなくなった場合。
  - 本市財務規則を含む関連法令等に抵触した場合。
  - 提出書類の全部または一部が提出期限までに提出されなかった場合。
  - 参加資格、提出書類等に虚偽があった場合。
  - 見積額が上限額を超える場合。
  - 提出書類の記載事項に不備・不足がある場合。
  - 提案に関して談合等の不正行為があった場合。
  - その他、本実施要領及び仕様書の記載事項を遵守しない場合。
- ・優先交渉権者通知後において、参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約交渉権を取り消す場合がある。
- ・本プロポーザルの実施に対する不服申立てはできない。

## 18 担当事務局

〒576-0052 大阪府交野市私部2丁目29番1号

交野市地域振興部図書館（担当：交野市立青年の家図書室 益田・原田）

TEL：072-893-4881（直通）FAX：072-893-4892

E-mail：tosyo@city.katano.osaka.jp